

# 国民年金からの

# お知らせ

〈問い合わせ〉

熊本東年金事務所  
Tel.096(367)2503

年金保険料を納められなかったときは「後納制度」を利用しましょう

## ■国民年金制度とは

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めることで、65歳から満額の老齢基礎年金を受給できる制度です。

## ■保険料を納めなかったら

保険料を納めなかったり、届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなる場合があります。

## ■後納制度を利用しましょう

過去10年までに納められな

かった保険料は、後納制度を利用すると納付することができます。ただし、後納制度が利用できるのは平成27年9月30日までとなっています。事前に後納保険料が納められる期間を審査しますので早めの申し込みが必要です。審査の結果によっては後納制度を利用できない場合がありますのでご注意ください。

※老齢基礎年金を受給している人や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある人は、後納制度は利用できません。

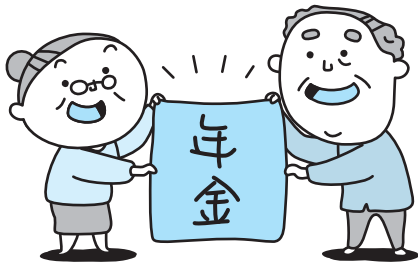
後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

■便利な「ねんきんネット」をご利用ください  
(<http://www.nenkin.go.jp>)

「ねんきんネット」では、自分の年金記録から後納制度を利用できる期間が確認できます。

■年末調整・確定申告まで大切に保管しましょう

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が届いたら大切に保管しましょう。



## 問い合わせ先

### 控除証明書専用ダイヤル

- ①ナビダイヤル 0570-070-117  
②「050」[070-5 ……] [070-6 ……]  
で始まる電話（PHS）でかける場合  
03-6700-1130

#### ■受付期間

11月1日（金）～平成26年3月14日（金）

#### ■受付時間

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

### 国民年金保険料専用ダイヤル

- ①ナビダイヤル 0570-011-050  
②050（一部）の電話、070の電話からかける場合  
03-6731-2015

※基礎年金番号がわかるものを用意しておかけください。

#### ■受付時間

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※①のダイヤルは、全国どこからでも市内通話料金です。一般の固定電話以外（携帯電話等）からかける場合は通常の通話料金がかかります。②のダイヤルは、通常の通話料金がかかります

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談を受け付けます。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生していますのでご注意ください。